

第62回京都市都市計画審議会 会 議 録

日時 平成29年8月28日 午後1時30分～午後3時30分

場所 京都ロイヤルホテル&スパ 2階 「ロイヤルホール」

京都市都市計画審議会事務局

第62回 京都市都市計画審議会議事事項

議事番号	議 事 事 項	備 考	頁
計議第274号	京都市都市計画（京都国際文化観光都市建設計画） 公園の変更について （京都市決定）	2・2・65号 稚松公園 の変更	2

報告事項

- ・歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）について（P22～）
- ・魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討について（P34～）

京都市都市計画審議会委員名簿

・ 条例第2条第2項第1号委員

板谷 直子	立命館大学客員准教授	
奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	
川崎 雅史	京都大学大学院教授	
佐藤 由美	奈良県立大学准教授	欠席
島田 洋子	京都大学大学院准教授	
須藤 陽子	立命館大学教授	
塚口 博司	立命館大学特任教授	
中嶋 節子	京都大学大学院教授	
葉山 勉	京都精華大学教授	
牧 紀男	京都大学教授	欠席
宮川 邦博	公益財団法人京都市景観・ まちづくりセンター専務理事	

・ 条例第2条第2項第2号委員

小林 正明	産業交通水道委員
下村 あきら	産業交通水道委員
田中 明秀	文化環境委員
西村 義直	文化環境委員
井上 けんじ	教育福祉委員
西野 さち子	まちづくり委員
樋口 英明	総務消防委員
大道 義知	文化環境委員会
西山 信昌	教育福祉委員会
隠塚 功	まちづくり委員会
菅谷 浩平	教育福祉委員
村山 祥栄	産業交通水道委員

・ 条例第2条第2項第3号委員

井上 智夫	国土交通省近畿地方整備局企画部長
(代理出席 田中 哲也	京都国道事務所長)
山本 悟司	京都府建設交通部長
(代理出席 壺内 賢一	都市計画課長)
小林 晃	京都府警察本部交通部長
(代理出席 中西 利之	交通規制課調査官)

・ 条例第2条第2項第4号委員

原 小壽
伊藤 正和

○塚口会長 それでは、ただ今から議案の審議に入ります。

お手元の議案書にございますように、本日、市長から諮問を受けております案件は、1案件、1議案でございます。これからの会議運営につきまして、委員の皆様方の御協力をどうぞよろしくお願いいたします。

計 議 第 2 7 4 号
都 企 計 第 8 9 号
平 成 2 9 年 8 月 1 日

京都市都市計画審議会会長 様

京都市長 門川 大作

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園
の変更について（付議）

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定に基づき、別紙のとおり貴審議会に付議します。

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）公園の変更（京都市決定）

都市計画公園中 6 5 号稚松児童公園を 2・2・6 5 号稚松公園に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2・2・6 5	稚松公園	京都市下京区 唐物町 若松町	約 0.28ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

本都市計画は、稚松公園を北側に集約し、一体的な利用を可能とすることで、公園利用者の利便性と機能の向上を図ろうとするものである。

それでは、計議第 274 号議案を議題といたします。

この議案は、稚松公園の変更に関する議案でございます。

それでは、事務局に説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは、計議第 274 号につきまして御説明いたします。

お手元の資料 1 - 4 「計議第 274 号議案説明資料」を御覧ください。

1 ページ目、「稚松公園の位置」について御説明いたします。

稚松公園は、京都駅の北東部に位置し、五条通、七条通、烏丸通、河原町通に囲まれた街区内に設置した公園でございます。付近には六条院公園、高瀬川正面公園、皆山公園等の公園があり、これらの公園とともに、主に街区内に居住する方の利用に供することを目的とする街区公園として設置し、利用されてきました。

次に、2 ページ目、「稚松公園の概要」について御説明いたします。

稚松公園は、下京涉成小学校第二教育施設を挟んで北側と南側の二つの区域を持つ公園として、昭和 22 年 3 月 31 日に都市計画決定し、昭和 24 年 5 月 16 日に開園しました、面積 2,767 平方メートルの街区公園でございます。

次に、3 ページ目、「保育所移転を契機とした再編」について御説明いたします。

現在、京都市立芸術大学の崇仁地域への移転整備に伴い、芸術大学移転予定地内にあります崇仁保育所が、現在の場所から、下京涉成小学校第二教育施設の敷地の一部へと移転する計画がございます。本市では、これを契機として、上部図面の赤い点線で囲まれた稚松公園と下京涉成小学校第二教育施設の敷地全体のエリアにつきまして、これらの 2 施設と、移転計画のある崇仁保育所の計 3 施設の適正配置に向け、各施設の敷地の再編を検討いたしました。

次に、4 ページ目、「公園敷地の再編の方針」につきまして御説明いたします。

保育所移転を契機とした公園敷地の再編につきまして、公園に関する京都市の上位計画等に基づき、公園の再整備の推進、公園配置の集約の二つの観点から検討を行いました。

一つ目の観点、公園の再整備の推進でございます。

本市が定めました、緑地の保全・緑化の推進の方針であります「京都市緑の基本計画」におきまして、施設の老朽化や周辺地域のニーズに合わないなどの理由で利用しにくくなっている公園を再整備するという基本施策を立てております。再整備に当たりましては、ワークショップを開催し地域の声を聞いたうえで、従来の児童向けの公園から、現在の少子高齢化やニーズの多様化に対応した公園へと機能転換を図っております。

平成19年度から平成28年度の過去10年間におきまして、市内で15公園を再整備し、既存公園の機能向上を図ってまいりました。参考に、近年の再整備の一例としまして、上京区の橘公園及び南区の柳の内公園の写真を掲載いたします。稚松公園につきましても、昭和24年の公園設置から60年以上が経過し、施設の老朽化が見られることから、再整備の対象の候補として位置付けております。

二つ目の観点、公園の配置の集約でございます。

国土交通省が地方公共団体向けに作成した「都市公園のストック効果向上に向けた手引き」におきまして、小規模公園の統廃合、公園施設の集約・再編などといった取組が都市公園の機能を高めるものとされております。

稚松公園におきましては、現在、公園区域が南北に分かれていることで一体的な効果を発揮しておりません。再編により公園区域を集約化することで、公園機能向上が期待できます。

次に、5ページ目、「都市計画の変更」について御説明いたします。

先ほど御説明いたしました再編の方針の検討を踏まえまして、南北に分かれております都市計画公園の区域を北側へ集約する都市計画変更を行います。

まず、1. 計画書でございます。

種別につきましては、従来の都市計画で定めがございませんでした。そのため、現在の基準に合わせまして、街区公園といたします。

名称につきましては、従前は番号を65号としておりましたが、現在の基準に合わせまして、街区公園で1ヘクタール未満の公園を指します2・2・65号へ変更いたします。

また、公園名につきましては、現在の都市公園法におきまして児童公園という定義がなくなりましたので、稚松児童公園から稚松公園と変更いたします。

位置につきましては、従来、通り名を含めた町名表示をしておりましたが、現在の「京都市 区の所管区域条例」で定められている町名へ変更いたします。

面積につきましては、今回の変更によって変わることはありませんが、これまでの約0.276ヘクタールと少数第3位まで表示していたものを、現在の基準であります少数第2位までとし、約0.28ヘクタールへと変更いたします。

次に、2. 計画図でございます。

稚松公園は、図面の中央に表示しております。赤色で着色している部分が、今回の変更によって都市計画公園の区域とする箇所でございます。黄色で着色している部分が、今回の変更によって都市計画公園の区域から除く箇所でございます。そのため、変更後の稚松公園の区域としましては、青灰色及び赤色で着色された部分となり、南北に分かれていた公園区域を北側に集約いたします。

次に、6 ページ目、「公園機能の向上」につきまして御説明いたします。

本都市計画変更により、南北に分かれています公園区域を集約することで、公園区域として一体となったスペースが確保できます。今後、公園の再整備を行うことにより、一体利用が可能となりましたら、休養・休息、余暇活動の場といった公園のレクリエーション機能の向上が期待でき、公園利用者の利便性の向上につながります。

次に、引き続き6 ページ目、「再整備及び開園の時期」について御説明いたします。

本都市計画変更は、北側の既存公園区域と新たに追加する区域につきましては、将来的に公園の一体利用を図るため変更するものでございます。今回、公園区域に追加する箇所におきましては、現在、下京渉成小学校第二教育施設として地域の方に御利用いただいておりますので、一体となった公園として再整備し、開園する時期につきましては、地域の意向を確認しつつ検討してまいります。

また、再整備の内容につきましても、ワークショップを開催しまして、地域の意向を確認しつつ検討してまいります。

計議第274号議案の説明は以上でございます。

最後に、本都市計画案につきまして、都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、理由説明書を添えて、平成29年5月17日から2週間、公衆の縦覧に供しましたところ、意見書の提出が1通ございました。

お手元の資料1-3「計議第274号議案参考資料2」を御覧ください。

意見書の要旨としまして、都市計画変更には賛成、再整備は地元の意見を聴き了解したうえで進めること、などといった内容でございます。

本意見に対しまして、本市は、今後、再整備に当たりましては、先ほど御説明しましたとおり、地域の意向を確認したうえで検討してまいります。

以上、御審議の程、よろしく申し上げます。

○塚口会長 ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明いたしました計議第274号議案につきまして、御意見、御質問がございましたら承りたいと思います。いかがでございましょうか。

井上委員、どうぞ。

○井上（け）委員 どうも失礼します。議案の枠組みと言うんですか、フレームと言うか、全体的な流れについて、ちょっと確認をしておきたいと思うんですが。先ほど御説明がございました資料1-4のA3版のページを見ながら質問したいと思うんですが、3ページに、赤の点線で囲ったエリアという部分がございます。それから、5ページに、一番南側の黄色の部分と真ん中の赤色の部分と一番北側のグレーの部分ですね。計画図と書いてある図なんですが、この3ページの図と5ページの図を見ながら質問したいわけですが。

まず、黄色の部分なんですが、公園とは言われておるんですけども、今現在、塀で囲まれておって、見た目には全然利用できない状態というふうに思えるんですけども、現況はどんなふうになっているのか。御説明いただけますでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えいただけますでしょうか。どうぞ。

○事務局 南側につきましては、現状、塀で囲った形にしております。元々開園をしておりましたけれども、上下水道局の方がシールド発進基地をこちらの方に置きまして工事をされておりました。その後に、保育所の移転を契機として、公園を含めたエリア全体の再編計画がございましたので、今のところは塀で囲った形にしております。

以上でございます。

○塚口会長 どうぞ、井上委員。

○井上（け）委員 だから、南北に分かれているから利用がしにくいとか不便だとかという以前に、そもそも南側は全然利用できない状態なんだから、しかも、今回、保育園の移転がなければ、いつまでこういう状態で、悪く言うとほったらかしておったのかということも疑問に感じたりするわけです。だからちょっと僕は、そういう現状についても先ほど全然御報告もなかったわけですし、黄色の部分の使い方についてはちょっと疑問が残るというふうに思います。

ただでさえ京都市の一人当たり公園面積が少ないということが常々問題になっておるわけですから。ところが一方では表向き公園だと、統計上は公園として面積カウントされていると言いながら、実質的には全然使えない状態で、悪く言えば放置されてきているということについて、どんなふうに振り返っていらっしゃるのかと。僕はこの議案を議論するに当たってのその辺りの現況認識と言うか、どういう理解かという辺りのところをどう考えていらっしゃるのか、この辺りについても御説明いただきたいと思いますが。

○塚口会長 事務局、お答えいただけますでしょうか。どうぞ。

○事務局 現状、公園なんですけども、京都市の緑の基本計画に基づいて、一人当たり10平米という目標を定めております。委員御指摘のように、稚松公園のように、公園でありながらなかなか使えてないという所もあります。我々の方針としましては、緑の基本計画に基づいて一人当たりの面積を拡大していく。ただ、今回のように再編等があれば、それを機会に再編して、より理想的な公園の整備を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○塚口会長 どうぞ、井上委員。

○井上（け）委員 よく取れば、今回のこういうことをきっかけにして整備していくというふうには取れるかもしれないけれども、では、保育園の移設がなければいつまでどうなったのかということについては、もうちょっと僕はいろんな角度からの検討が要るんじゃないかと改めて思います。

それで、その黄色い部分と同じ面積を北側部分に移そうということだろうかと思うんですけども、A3版の資料の5ページのグレーと赤と黄色の地図を見ながらの質問なんですけれども、この真ん中の赤い場所の左側、西側にちょっと縦長の四角に区分するとして、ここをイとする、それで真ん中から右側にかけての段の付いた部分の上半分をロとする、一番下、南側の横長のところをハと。

仮にこういうふうになりに分類するとすれば、イの部分は、現在、見た目には荒地になって、しかもイの場所と西側の道との境目には塀があって、塀の上に鉄条網なんか張ったりしてあるというような現況だろうかと思えます。それで、ロの部分、その東側のロの部分は学校の菜園、ビオトープのような使われ方をしておるといことだろうかと思えます。それから、ハの部分、赤い部分の一番下の横長の部分、これと南側の白い部分は見た目にはグラウンドですね。こういう使用形態だと思うんですけども。

そこで、赤い部分は現在学校用地だと思うんですけども、そのことについて御説明いただきたいと思えます。もし学校用地だとすれば、学校の立場から言えば、ほかに代替地の補償があるのか。それとも、学校としては面積的にこの赤い部分が純減ということに学校の立場から言えばなっちゃうのかどうか、この辺りについても御説明いただきたいと思えます。

○塚口会長 事務局、お答えをよろしく申し上げます。

○事務局 お問合せの件は、委員がおっしゃったとおり、赤い部分につきましては学校施設の用地となつてございます。今回の部分におきまして、公園面積が変わらず、保育所として新たに必要とする面積が増えます。結果的に学校の所管の用地、保育所の整備予定にしていますこの黄色い部分と合わせまして、体育館、管理棟部分も保育所の部分として活用することを予定してございます。

教育施設の部分としては面積は減ることになりますが、当面の間は、口の部分であれば、現在、菜園とかございますので、その部分は学校と共有する形で活用する形、また、ハの部分、グラウンドにおきましても、今現在、使用につきましても、どちらかと言うと菜園の部分を多く利用している形でもございます。実際に白い部分につきましてはテニス等の活用もございますので、そうした現在の利用状況を踏まえつつ、新しく保育所が出来ましても、利用に支障を来さない形で進めていきたいと考えております。

○塚口会長 井上委員，どうぞ。

○井上（け）委員 そうすると、先ほど私が紹介した辺りも学校用地だということと、学校用地としては面積は確かに減になるという御答弁だったかと思えます。ただ、公園と学校と共用するので、菜園なりビオトープ等々の利用は妨げられない、こういう御答弁だったかと思うんですけども、その場合に、先ほど私が紹介したハの部分はグラウンドだと思うんですけども、そうすると、地元の皆さんが、クリケットゴルフと言うのかな、色々催物をやったり、夜も電気をつけてやったりされておられると。このハの部分の利用が地元の皆さんにとって妨げられるということにならないのかどうかですね。学校用地だったら、地元の学校だからルールに基づいて晩お借りしたり、昼もお借りしたりして色々レクリエーションをやっているらっしゃると。街区公園ということになった場合に、そういう地元の利用が引き続き確保されるのかどうか、この辺りについてはいかがなんでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えをよろしく申し上げます。

○事務局 現在使われているところにつきましては、元々、学校用地、グラウンドで、地元の方が使われているということになっていまして、将来的に都市計画変更等がなされて再整備するに当たりましては、地元の方の御意見を聴きながら整備をするということで、今現在、クリケット等で使われていることが将来整備されることによって妨げられるかどうか。今のところは何も話をしておりません。将来的に整備するときは地元の方の御意見を聴きながら、公園として整備していきたいと思っております。

以上です。

○塚口会長 井上委員，どうぞ。

○井上（け）委員 さっきも共用という言い方をされたかと思うんだけど，街区公園として変更すると，位置付けると。京都市の公園だと言いながら，実際は公園でありながら，かつ学校の生徒さんも使っているし，あるいは地域の皆さんも使っているし。だから京都市民全体の立場から見たときに，別に僕は地元の皆さん，学校の皆さんに引き続いて使ってもらうことは喜ばしいと，うれしいこととと思っているんですよ，思っているんだけど，京都市民全体の立場から見たときに，京都市民全体の街区公園として位置付けられたにも関わらず，言葉は悪いかもしれないけれども，一部の方だけの利用になってしまっているという，そういう御意見が片一方で出ないかどうかと。

その辺りのルールをきちっとしておかないと，僕は地元の間人だとして使わせてもらうのはありがたいことだけれども，ちょっと遠慮が出ちゃうんじゃないかと，市民全体に対して。こういう気も逆にしないわけじゃないんだけど，その辺り，どんなふうに公園の使い方として整理をしていくかという考え方についても，併せて御紹介いただきたいと思います。

○塚口会長 事務局，どうぞ，お答えをお願いします。

○事務局 整備の方針につきまして，今まで公園の整備というのは，囲ってしまって公園という形にしたんですけども，今，地元の方が使われているという実態もございますし，今後整備するに当たっては，そういった御意見を踏まえて，どういった形の公園の整備がふさわしいか。整備する場合には色々地元の御意見，ワークショップ等も開かせていただいて決めていきたいと思っております。

○塚口会長 井上委員，どうぞ。

○井上（け）委員 もう一つちょっとイメージが私も湧きにくいんだけど，さっき言いました5ページのグレーと赤と黄色の図面ですね。赤い部分のどの部分，真ん中の部分はビオトープと言うか，菜園に使っているし。ハの南側の東西に細長い部分は今グラウンドだと思うんだけど，じゃ，その赤

い部分の下側の端、南端とその下の白い部分とは一体的なグラウンドになっているはずだと思うんです。じゃ、ハの部分、赤の下と白い部分の境目はどこかと言うと、結局、黄色い部分の面積と同じ面積を確保するという意味で、赤い下限が線を引かれたというだけの話であって、これは抽象的に言うか、架空の線だというふうに思うんですね。

市民の方の御意見でも、フェンスを立てるのはちょっと疑問だと、設置することない、反対だというふうに書かれているというのは、フェンスというものが造られるのかどうか、ここの部分のことをおっしゃっているかと思うんですけども、設置することは反対とか、こんなふうに言われています。

この赤の部分と白い部分の境目に何かフェンスのようなものを設けられるのかどうかということと、結果的に赤い部分が公園になっちゃうと、学校のグラウンドとして白い部分だけが残っちゃうのかどうかですね。この辺りについても、ちょっと御説明願いたいと思うんですが。

○塚口会長 事務局，お答えをお願いします。

○事務局 地元説明会でもそのような御意見を頂きましたし、私どもにつきましては、今、その公園区域の境界、これにフェンスを設置するかどうかも含めて、将来、公園を一体的にどういう整備を行うか、これはまだ、今後、地域の意向を確認しながら検討していくということになるかと思えます。

以上です。

○塚口会長 井上委員，どうぞ。

○井上（け）委員 そうすると、赤い部分の南側と言うか下側の部分と、その下の白い土地との境目が、実際は学校のグラウンドと京都市の公園との境目だけでも、見た目には一団地的なグラウンドだと、こういう感じにもなるのかなとか思ったりね。その辺りがよく分かったようで分からないというふうに思います。

それで、あわせて、仮にこの白い部分だけが学校用地として残ると、あるいはその場所しか残らない。というのは、学校の今後についてどういうふうに考えていらっしゃるのかと。下京区ではマンションなんかも増えているから、人

口だって今後増える傾向も考えられるんじゃないかと。だから、今はあまり使っていないんじゃないとしても、今後、教育施設として再活用又は充実活用の可能性も排除できないんじゃないかというふうに考えた場合に、学校のグラウンドが狭くなってしまうと、あるいは管理棟についても、この際、保育園を引き受ける法人に売ってしまうと。こういうことになったときに、学校の立場から見た場合に、学校用地として確保していく必要性がありやなしやということ考えたときに、教育委員会とか学校の立場から考えたときに、下京区の人口の動態の様子なんかも踏まえまして、どんなふうに考えればいいのか、この辺りいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えをお願いします。

○事務局 委員御指摘のとおり、地域の保育ニーズには、色々動きもあります。また子供の動向等もあります。行政区によっては子供が増えている所もあれば逆に減っている所もあります。これは事実でございますので、そういった御懸念、将来、子供がどっと増えたら、この区域で学校をどうしていくのかということだと思いますが、現行、特段ここですぐ小学校が必要というような状況には今現在ございませんので、喫緊の課題としまして、崇仁保育所の移転ということで取り組んでいきたいと思っておりますので、この管理棟、体育館も含めて、保育所の用地ということで取り組んでいきたいと考えております。

○塚口会長 井上委員，どうぞ。

○井上(け)委員 いや、だから僕は、学校の将来のことを心配すると同時に、真ん中の黄色と赤の間の白い部分だけが学校用地として残るということの中途半端さと言うか、そのことについても併せて疑問が残るわけですね。

結局、公園の変更議案と言いながら、貴重な市立保育所を民間移管するために、学校用地が1,300平米も削減されるということに結局なっちゃうんじゃないかと。しかも、今後、詳細は地元と協議だというふうにさっきから何回もおっしゃってるんだけど、地元と協議されるに当たって、いや、もう一遍やっぱり一から考え直してくれと地元から言われたときに、いや、もう都計審でこれは決まっちゃってますと、あなたとしては言うてしまえるわけやね。

ここで今日どんな議論になるか、後の話になるけれども。

だから僕は、地元の意向なんかももっときっちり聴いてもらって、今後の将来計画、教育委員会としてはどうかということも含めて準備していただいたうえで議案として提案するという事にならないと、僕らも下手にこれ賛否に今日手を挙げるということになるかと、さっきの話、伝家の宝刀でもう決まっちゃったよと、それを前提に地元の皆さん考えてねということになったときに、ちょっと僕は責任を持ち切れない、こんなことを改めて思います。

あわせて、京都市自身の方針の中で、各行政区の中に市立保育所は最低1箇所は残すと、この間ずっと言われてきたにも関わらず、下京区内では今回の計画で市立の保育所がなくなってしまうと、民間に移管してしまうと、こういうことが今回の整備の元々の要因と言うか、出発点になっておるわけですからね。そういうことを含めて、ちょっと私としてはすんなり賛成ということになかなか行き切らない面があると、自分ではこんなふうに思っております。

全体として、地元の皆さんの御意見をきっちり反映させていただくこととか、あるいは保育所が市立として下京区からなくなってしまうと、こんなことについてでもどんなふうに考えていらっしゃるか、最後にお聞きして終わりにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 私ども京都市としましては、市営保育所の今後のあり方に関する基本方針を、平成26年10月に改訂しております。その中において、行政区ごとに1箇所残すということにはなっておりません。ただ、公営保育所の役割はしっかり担い、この間取り組んでおります。

崇仁保育所が今回移転をするということで、確かに下京区の中からは公営保育所がなくなることになりますが、下京区の崇仁の近くには、ほかに他の行政区の公営保育所が二つあり、地域の子育て支援拠点事業はフォローできるかと思っております。今回移転を考えているこの区域につきましては、京都市内でもかなりの割合で保育ニーズが高い区域になっております。また、近隣の保育園との配置バランス等を考えましても、それから土地の確保、土地の面積等を考えま

しても最適ではないのかなと、そのように考えておりますので、今後とも、この基本方針に基づいて取り組んでいきたいと考えております。

○塚口会長 最後ですね。お願いします。

○井上（け）委員 審議会の持ち方について、最後ちょっと質問と言うか、意見だけ言っておきたいんですが。今日、子ども若者はぐくみ局からも出席していただいているということは、当然、保育所の民間移管なり移転なりが今回の公園変更議案と関わっているからこそ来ていただいているかと思うんですが、だとすれば、教育委員会にも出席を求めて、教育施設としては、さっき、面積が純減ということをおっしゃったわけだから、その辺り、教育委員会としてどう考えていらっしゃるのかということも併せて本来なら議論すべきだと、こんなふうに思うわけですね。関連する議案であれば、できるだけ幅広く関係者の皆さんに御出席を求めておかれてしかるべきじゃなかったかなということ、今、残念ながら教育委員会の方ここにいらっしゃらないでしょう、質問したいけれども。そういうことを含めて、ちょっと意見だけ述べて終わりにしておきたいと思います。どうもありがとうございました。

○塚口会長 ありがとうございます。

それでは、川崎委員から発言がございますので。

○川崎会長職務代理者 今回のこの問題は、現況よりも、ここの審議会は恐らくこの土地利用の制度の変更をどう認めるかということだと思うんですが、そのときに、現状の公園が分断されている、しかも南部の部分が渉成園なんかの緑地に近いということで、周辺の住宅街うんぬんというところも、要するに一団地として赤い部分と先ほどの灰色部分をまとめた方が、周りの住民の方々のアクセスだとか緑のバランスという点では配置構成もうまく行くと思いますし、それから、元々これは国土交通省等のストック効果向上・再編という指導の中にも一部あるわけですけれども、ここのレクリエーション機能としての休息の場とか文化的活動、それ以外にも例えば地域防災とか、それから、先ほどのビオトープと一体的な公園の利用、生物多様性だとか、そういう防災とか環境の機能というのも、場合によって若干ですけれどもやっぱり向上していくというよ

うな可能性。

現況、先ほど委員が言われたように、赤い部分というのが現況では教育施設として使っていかれると。将来、10年後、20年後、未定ではあるわけですがけれども、そのときに別の施設が来たときも土地利用のバランスとして要するに一体性を持たせると。防災機能、休養、レクリエーション、そういう構成を見たときに、やはり現況よりはまとめた方が、都市の街区構成及び京都市のまとまった緑地のバランスとしても、こちらの方が上ではないかと私は思います。

それから、先ほど、赤と灰色との間の境界性の問題、これに関しては、例えば神戸の小学校のあの事件だとか、いつか、小学校って非常に安全性の問題でバリアをかちっとするというような状況があったと思うんですけども、その安全性と一体性をどう、境目でフェンスを具体的にどうしていくのかという問題については、これは地域の方々を交えて、どういうふうに考えるのか。先ほど御意見の中に、フェンスがないという意見がありました。その方が可視性があって、むしろ安全性がいいんだという考え方もありますし、ここはまた丁寧に行っていくことですが、ここの審議会としては、土地利用、配置性、構成バランスをいかにどういうふうに決めるのかということで考えると、現況よりは改善されるのではないかとということで、私は賛同いたします。

以上。

○塚口会長 御意見として承っておくということではよろしゅうございましょうか。

○川崎会長職務代理者 はい、意見でございます。

○塚口会長 ありがとうございます。

他に御発言。どうぞ。先に下村委員の方から上がりましたので。

○下村委員 すみません。お先でございます。私、下京区選出の議員でございますので、地元の方のいろんな御意見をよく承っております。集約することに対する反対のお声というのは余り聞いておりません。むしろ、分断するよりも一つにまとめた方が使い勝手がいいだろうというお声の方を多く聞いております。

と言いますのは、この塀に囲まれた写真が載っているのもちょっとイメージが悪いんですけども、いわゆる塩小路幹線の工事をする現場の拠点になるまでも、私自身は何年か公園としての姿を見てまいりましたけども、どうしても分断されているというイメージがありまして、利用頻度から言いますと、かなり北側の公園の方が多く利用されておられます。南側がゼロとは申しませんが。そして御地元が夏祭りをされるのは、北側の公園を活用してされています。そして、下京渉成小学校ができた現状でも、夏祭りを今のグラウンド、白の部分の中でされておられますし、北側の公園と一体化された使い勝手もいいというふうにお伺いしております。

そういう意味では、今日の審議会の中では、やはり使い勝手、川崎委員もおっしゃっていただきましたように、地元民あるいは多くの方々の利用の頻度、使い勝手から言うと、やはり分断されているよりも集約をした方がいい。更に申し上げるならば、このネットフェンスの問題につきましては、ビオトープという関係がありますから、どうしても必要だというお声も聞いています。

今後、ワークショップとかいろんな形で、公園の再整備と開園の時期についてはここに書かれていますように、都市計画審議会で決定を受けた後に、しっかりと地元の皆さん方の御意見を集約して、より使い勝手のいい、賛同の多い内容にしていただくことが望ましいかと思えます。私個人としては、やはり分断されている部分が集約をされる方がより公園としての機能は高まるのではないかと、このように理解をしております。

○塚口会長 ありがとうございます。

それでは、お待たせいたしました。隠塚委員、お願いいたします。

○隠塚委員 私自身も考え方としては賛同しております。できるだけ多くの方々が利用しやすい形にしていきたいなというふうに思います。

ただ、そのうえで改めて確認をしたいのは、この富小路、いわゆる稚松公園の東側の通りですが、西側の通りより狭くて、実際により大きな公園になった場合に、通行をする方々が安全に行けるのかどうかというのは大変課題ではないかなと個人的には思っておりまして、その意味で、実は稚松公園の北側の、現

状の稚松公園については、道路から後退をして歩道をつくっておられます。実際にこの学校の敷地から南側については壁があって、要は元々の車道分しか残ってないという状況でもありますので、折角きっと多くの方に利用いただける公園にされるということを御検討されるのであれば、やはりそのところは、今の稚松公園の所で歩道をつくられていると同様に、ずっとそれが南側にまでたどり着くようにして、公園へ行かれる方については歩道をたどってちゃんとそこへ行ける状況をつくるということまで全体計画として考えていただく方が、特に今回、教育部分についても一部公園になるわけですし、そうすると、今の擁壁についても撤去の発生が生じると思います。

そんなことも含めて考えると、このタイミングでやらなければ、この道路の改善も実現できないんじゃないかなと思ってまして、この辺のことについて今お考えなのかどうか。そしてまた、検討の余地があるのかどうかだけお聞きをしたいと思います。

○塚口会長 ありがとうございます。事務局からお答えをよろしく願いいたします。

○事務局 今のところ、そういった計画ではないんですけども、将来、再整備するに当たっては、今、隠塚委員から頂いた御意見も貴重な御意見ということで、参考にさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○塚口会長 よろしいでしょうか。

○隠塚委員 はい、結構です。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに御発言はございますでしょうか。

それでは、まず樋口委員、お願いします。

○樋口委員 1点だけ確認をしておきたいんですけども、崇仁保育所の移転予定地ということで今この資料の説明がありますし、先ほどの説明、口頭での説明の中でもそのような表現があったと思うんです。先ほど井上委員の方も少し指摘をしていましたけれども、これ、崇仁保育所がここに移るということではないというふうに認識をしているんですけども、崇仁保育所としては市営

保育所としては廃止をするということで、民間の保育園用地をここに確保するんだということで私は認識をしているんですけども、その点はいかがですか。

○塚口会長 事務局，お答えをお願いいたします。

○事務局 委員御指摘のとおり，崇仁保育所という市営保育所は廃止になります。こちらの用地に，事業者が決まらないことにはどういった名前の保育所が建つかというところまでは確定しませんが，現在，崇仁保育所に通われている児童につきましては，引き続き新しい保育所の方に移っていただいて，その後，市営の保育を引き継ぐ中で，新しい法人，民間園にその保育所を運営していただくという予定でございます。

○塚口会長 樋口委員，お願いします。

○樋口委員 今，市営保育所に，崇仁保育所に通っている子供さんたちの保育が保障されるのは当然のことだと思うんですけども，市営の保育所を廃止するというそのものに関しては，それはやめてほしいという声は地元の方たちからもたくさんお聞きをしているという状態ではありますので，そういった中で，ここであたかも何か崇仁保育所がそのままここに移転をするかのような記載をするというのは，余り適切ではないだろうなということは指摘をさせていただきます。

以上です。

○塚口会長 ありがとうございます。

それでは，菅谷委員，お願いいたします。

○菅谷委員 1点だけ。委員としての最後判断をしなければいけないので，確認のために質問させていただきたいんですけども，0.13ヘクタールと0.15ヘクタールの公園を合わせて0.28ヘクタールにするということで，面積は変わらないので，この都市計画の変更というのが議案書に入っていると思うんですけども，そもそも，街区公園というものは何ぞやというところを教えてくださいんですけども。

街区公園の構成要件というか，元々，0.13ヘクタール，0.15ヘクタールのそれぞれの公園には遊具があったりとかという，公園として設計をされて

造られていると思うんですけども、それを面積的に合わせたから問題ないということでもいいのか。0.28ヘクタールの面積の公園を都市計画として決めたときに、こういった施設が必要であるとか、そういった何か根拠というか、ルールがあれば教えていただきたいんですけども。

○塚口会長 事務局、お願いします。

○事務局 都市計画の観点から言いますと、おおむね街区公園については0.25ヘクタールを設けるとというのが基本的な基準になっております。街区公園ということで、役割的にはこの近隣にお住まいの方、基本的な誘致距離については、おおむね周辺250メートルのこの地域にお住まいの方が通う公園として計画されております。

次に、施設の配置については、特に決まったことはございませんけども、街区公園ということで、近隣の方、老若男女を問わず、地域の防災の観点もございまして、また触れ合いの観点もございまして。そういった形でコミュニケーションを図る場として整備するというのが都市計画的な趣旨でございまして。

○塚口会長 よろしいでしょうか。

○菅谷委員 はい。

○塚口会長 ほかに御発言はございますでしょうか。よろしゅうございませうか。

(「なし」の声あり)

○塚口会長 御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、お諮り申し上げたいんですが、ただ今の計議第274号議案につきまして、原案どおり承認することに御異議ございませんでしょうか。御異議ございますか。

分かりました。異議のある方がいらっしゃいますので、異議のある樋口委員にお尋ねいたしますが、異議は議案に対する反対でしょうか、あるいは議決することに対する反対でございませうか。

○樋口委員 議案に反対ということ。

○塚口会長 分かりました。

それでは、議案に対しまして議決をしたいと思っております。

計議第 274 号議案につきまして、賛成の方は、恐れ入りますが、挙手願います。

(賛成者挙手)

○塚口会長 結構でございます。賛成多数ということで、本議案は原案どおり可決という形で決定させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

以上で、議案の審議は終了いたしました。

続きまして、歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）でございますが、これにつきまして報告がございます。

事務局から報告をよろしく願いいたします。

○事務局 それでは、歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）につきまして御報告を申し上げます。

報告案件説明資料といたしまして、左肩に「進化する景観政策」と記載したA4横長のカラーの資料、1枚もの、それから市民意見募集の冊子、上が緑色の冊子でございます。及びA4のホッチキス止めの「京都市景観計画の変更（素案）」と記載した資料、この3種類を御用意させていただいております。

まず、今回取りまとめました具体的施策（素案）と都市計画審議会との関係性について御説明を申し上げます。

具体的施策（素案）には、景観規制の充実、支援策の充実、景観づくりの推進として、三つの柱ごとにと組を掲げており、それらの内容を京都市景観計画にも反映する必要がございます。

京都市景観計画を変更する場合は、景観法第9条第2項に基づき、あらかじめ都市計画審議会の意見を聴かなければならないとされておりますことから、次回の都市計画審議会におきまして、改めて京都市景観計画（案）に係る意見聴取を行う予定でございます。そのため、本日は意見聴取に先立ちまして、具体的施策（素案）を取りまとめた背景や概要等を御説明させていただきたく、お時間を頂戴した次第でございます。

それでは、具体的施策（素案）の概要について御説明をいたしますので、この上が緑色の市民意見募集の冊子、2ページをお開き願います。

左上に「はじめに」と記載しておりますが、歴史都市・京都には、世界遺産をはじめとした寺社や御苑、庭園、歴史的な町並みなどの貴重な歴史的資産が数多く存在しております。しかしながら、近年、市内の歴史的景観を構成する重要な寺社やその周辺の一部で、景観に影響を与えかねない事例が発生しております。

そこで、今後も貴重な歴史的景観を未来に継承するため、京都市では平成26年度に、世界遺産をはじめとする寺社等とその周辺の景観に関する総点検を行いました。さらに、平成28年12月には、市民や事業者の皆様の御意見を踏まえ、「歴史的景観の保全に関する取組方針」を策定し、歴史的景観の保全策について、学識経験者や宗教関係、経済界等のメンバーで構成された検討会で議論を重ねてまいりました。

新景観政策の施行から10周年を迎え、景観政策を更に進歩させる第一歩として、歴史的景観の保全に関する具体的施策（素案）を取りまとめたものでございます。

ここで、景観政策全体における本取組の位置付けを御説明させていただきます。

恐れ入りますが、A4横長、1枚ものの資料、「進化する景観政策」を御覧ください。

平成19年に始まった新景観政策は、5つの柱と支援制度で構成しており、これからもそれらの枠組みはしっかりと維持してまいります。同時に、新景観政策では、社会情勢の変化等を勘案しながら、絶えず進化することを制度当初から定めております。

新景観政策の施行から10年で、京都の景観は大きく前進してまいりました。その意義を再認識し、更に前進させ、京都の都市の特性を継承し発展させるため、10周年記念事業としてシンポジウムを開催するなど、これまでの取組や実績等を振り返りながら、これからの景観政策について考えてまいります。

一方で、寺社を中心とする歴史的景観の保全につきましては、特に危機感を持って取り組むべき喫緊の課題として、今回、具体的施策（素案）を取りまとめたものでございます。

恐れ入りますが、上が緑色になっております市民意見募集の冊子にお戻りいただきます。市民意見募集の冊子2ページにお戻りください。

中段の「具体的施策（素案）の構成」について御説明をいたします。

3つの柱として、柱1：景観規制の充実、柱2：支援策の充実、柱3：景観

づくりの推進を掲げております。地域の歴史や風土、文化等、その地域で大切に守っていくべきものを、市民や事業者、歴史的資産の所有者の皆様と共有しながら、この3つの柱を一体的に進めてまいりたいと考えております。

3ページを御覧ください。

まず、「柱1：建築物等の色彩やデザインについての規制と手続の充実」について御説明いたします。

一番上の赤色で囲っている部分に、柱1の概要を記載しております。寺社等とその周辺の景観を一体的に保全していくために、京都市眺望景観創生条例に基づく「視点場」の追加指定や新たな協議制度の創設、また、景観を誘導する際の地域ごとの方針の充実等を通して、地域の歴史・文化・町並みなどを生かした良好なデザインの誘導を図ってまいります。

次に、ページ中段の「①視点場を11箇所、追加指定」について御説明いたします。

ページ下段の箱書きで記載しておりますが、本市では平成19年に、優れた眺望景観の保全・創出を図るため、全国初となる「眺め」に関する総合的な仕組みとして、京都市眺望景観創生条例を制定いたしました。具体的には、右側のイラストのとおり、「大」の字の眺めを保全するために、眺望空間保全区域を定めて高さの規制を行うとともに、形やデザインの基準を定める近景デザイン保全区域などを定めております。

恐れ入りますが、同じ3ページ中段左側の青色の囲みを御覧ください。

京都市眺望景観創生条例により、現在、視点場38箇所を指定しております。

(1)境内の眺め、(2)通りの眺めなど8つの定義を設けて、合計38箇所の視点場を指定しておりますが、新たに、(1)境内の眺めに10箇所、(6)「しるし」への眺めに1箇所、合計11箇所の視点場を追加し、総合計49箇所に拡充いたします。

追加する視点場は、大徳寺、北野天満宮、相国寺、妙心寺、東本願寺、南禅寺、平安神宮、知恩院、建仁寺、東福寺の10箇所と、「しるし」への眺めに、「八坂通からの八坂の塔」の眺めの1箇所でございます。このことにより、境

内の眺めに指定する寺社は27箇所になります。

続きまして、4ページ下段の「②参道や門前等を新たに視点場として指定」を御覧ください。

「境内の眺め」とは、寺社の境内とその背景である空間が一体となって形成する景観をいい、これまで境内の中を視点場とし、そこからの眺めを保全の対象としてきましたが、境内と一体的な景観を構成している参道や門前等を新たに視点場とすることで、寺社等とその周辺の一体的な歴史的景観の形成を図ることとします。

参道等の視点場の選定基準につきましては、下の箱書のとおりでございます。これらの参道や門前の建築物に対して基準を充実させることで、建物のデザインをきめ細かく誘導してまいります。

続きまして、5ページを御覧ください。

「境内の眺めに関する近景デザイン保全区域の基準の概要」について御説明いたします。

左上に記載している10箇所の寺社については、今回、境内地から500メートルの範囲、薄緑色の部分と、参道等における視点場から20メートル又は30メートルの範囲、濃い緑色の部分のそれぞれについて、近景デザイン保全区域を定めます。

右上に記載している14箇所の寺社等は、平成19年に既に境内から500メートルの範囲を近景デザイン保全区域に定めておりますが、今回、濃い緑色の部分であります。参道等における視点場の近景デザイン保全区域を定めます。これらの範囲内に適用する建築物等の基準は、下段のイラストのとおり、境内から500メートルの範囲で、境内から見える場所に新たに建物を建てる場合は、境内の良好な眺めを阻害しないように勾配屋根とすることや、塔屋のないものとするなどの基準を定めます。

また、参道等の道路沿いで新たに建物を建てる場合は、通りになじんだ屋根の材質や形状、緑、塀の連続性などの基準を定めます。

続きまして、6ページを御覧ください。

「③景観デザインレビュー制度の創設」について御説明いたします。

「ア）制度の概要・目的」でございます。

寺社等の歴史的資産の周辺において、自然、町並み、伝統、文化などの地域特性に応じ、適切に眺望景観を創生するため、景観への影響が大きい計画等に対し、事業者と本市、更には専門家も交えた協議を行うための仕組みを構築いたします。

「イ）景観デザインレビューの対象」でございますが、先ほど御説明いたしました境内の眺めを定めた27箇所の寺社等の視点場や近景デザイン保全区域を対象とし、表のとおり、対象区域の種別に応じた行為等といたします。

ページ左下の対象区域の種別イメージ図を御覧ください。AからEの5つの区域に種別をいたしております。

ページ中ほどの表を御覧ください。

A（境内）、B（参道等）、C（境内から30メートルの範囲）、D（参道沿い）の範囲で建築物の新築・増築を行う場合は、視点場から視認できる可能性も高いため、規模に関係なく、景観デザインレビュー制度の対象といたします。また、Eの範囲では、大規模な計画に限定し、新築、増築に係る床面積が2,000平方メートルを超えるものが対象です。

また、特定工作物については、A及びC、Dの範囲で新設する場合と、Eの範囲で大規模なものを新設する場合は、景観デザインレビュー制度の対象といたします。

なお、個別の寺社等における景観デザインレビュー制度の対象区域や近景デザイン保全区域における基準は、資料編として、この冊子の17ページから30ページにかけて掲載をいたしております。

続きまして、7ページの下段に記載しているフロー図を御覧ください。景観デザインレビュー制度の手続の流れを表しております。

まず、景観デザインレビュー制度の対象に該当する場合は、事業者は景観法に基づく認定申請等に先立って、真ん中の囲みにあるとおり、景観デザイン計画書を本市に提出していただきます。景観への影響が大きいものは、景観アド

バイザー協議会を実施いたします。景観アドバイザーの構成につきましては、右下の「景観アドバイザーによる協議（イメージ）」のとおりであり、歴史や文化財、建築、町並みなど協議事案の特性に応じたメンバーが、当該計画について、地域特性や景観特性に応じ、更に良好なデザインへと誘導するための助言を行うことを考えております。

景観アドバイザー協議会を実施した場合は、本市が助言書等を作成し、速やかに事業者に対して送付します。

続きまして、8ページを御覧ください。

今回、「①擁壁に関するデザイン基準の明確化」や、「②京都市景観計画及び風致保全計画における地域別方針の充実」を行います。寺社の周辺の状況に応じて、京都市景観計画や風致保全計画の地域別方針に配慮すべき事項を追記し、地域の景観特性に応じた計画を適切に誘導するための指針として充実をいたします。

冒頭に御説明いたしましたとおり、具体的施策（素案）の内容を京都市景観計画に反映する予定としておりますが、寺社の集積や門前の集落等によって良好な景観が残る地域等については、京都市景観計画にも配慮すべき事項を追記することとしており、次回の都市計画審議会において意見聴取を行うものでございます。

なお、京都市景観計画の変更（素案）につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。

続きまして、9ページを御覧ください。

「柱2：歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実」についてでございます。

ページ下段に記載しております「①景観重要建造物等の指定拡大」を御覧ください。

歴史的景観の核となる寺社や周辺の伝統的な建造物の維持・保全を図るため、景観重要建造物等を積極的に指定し、建造物の外観の修理・修景等に係る補助制度の活用を進めていきます。

続きまして、10ページを御覧ください。

「②保存樹の指定の推進」についてでございます。

寺社等における樹木は歴史的景観を形成するうえで重要な役割を担っているため、寺社等の境内地の樹木や社叢のほか、歴史的な建造物の敷地に存在する樹木等について、都市の景観を維持するための樹木として保存樹に指定することで、建造物と緑が一体となった歴史的景観の保全を進めます。

次に、「(2) 専門家派遣制度の拡充」についてでございます。

現在、本市では、地域の景観づくりを支援する専門家の派遣を行っておりますが、今回、専門家派遣制度を拡充いたします。

ページ下段のイラストにございますとおり、歴史的建造物の維持管理及び活用方法、樹木の維持管理等に関する技術的な助言を行うことで、地域に存在する歴史的資産の維持・活用と地域の景観づくりに対する支援を一体的に進めます。

次に、11ページを御覧ください。

「(3) より良い計画へと誘導するための支援」として、「①歴史的資産周辺プロフィールの作成・公開」について御説明いたします。

今回、27箇所の寺社等の周辺で景観デザインレビュー制度を求めることとなりますが、対象となる寺社等の歴史的資産の価値や重要性、周辺地域の歴史、文化、成り立ち、景観特性等を「歴史的資産周辺プロフィール」として作成し、公開することによって、守るべき価値を共有し、景観デザインレビュー制度における協議を円滑に進めます。

続きまして、12ページを御覧ください。

「柱3：市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進」についてでございます。

ページ中段の「①景観情報共有システム（ウェブGIS）の構築・公開」を御覧ください。

下段イラストのように、歴史的資産や景観に関する様々な情報、関連施策について、インターネット上の地図に視覚的に分かりやすく写真付きで掲載する

ことで、地域で守るべき価値等を市民や利用者、寺社等と共有できる仕組みを構築いたします。

続いて、13ページを御覧ください。

「(2) 寺社等と連携した景観づくり・まちづくりの推進」についてでございます。

ページ中段のチャートのとおり、全市的な普及啓発・学習の取組を行うとともに、地域の景観特性の勉強会等への支援を行い、地域景観づくりのビジョンや体制づくり等、地域の状況に応じた取組を発展させてまいります。

続きまして、14ページを御覧ください。

下段に、「今後の景観づくり及び新たな景観の創造について」を記載しております。今回の施策をきっかけにして、地域住民や広く市民等で支える機運づくりを進めていくとともに、50年後、100年後の京都の景観を見据え、地域の特色を生かしながら、新たに優れた景観を創造するという視点も大切にいたします。

なお、15ページ、16ページには、具体的施策（素案）における検討対象寺社の選定の考え方や、その対応等について記載させていただいております。

具体的施策（素案）の概要については以上でございます。

続きまして、「京都市景観計画の変更（素案）」と記載したA4縦長ホッチキス止めの資料の方を御覧いただきたいと思っております。

先ほど御説明いたしました具体的施策（素案）の策定の背景や概要等を、京都市景観計画の第1章第2、「京都の景観政策」に反映いたします。また、表1といたしまして「詳細な記載を行う具体的施策と追記箇所」を示しております。

具体的には、第1章の全体計画に、「柱2：有効な支援策」や「柱3：景観づくりの推進」に関する追記を行うとともに、第4章の眺望景観の創生に関する計画に、新たに追加する視点場や景観デザインレビュー制度の創設など、「柱1：景観規制の充実」に関する追記を行います。

同資料2ページを御覧ください。

次の3ページの表3に示す45箇所の寺社について、京都市景観計画の第2

章及び第3章における風致地区、美観地区等の地域別方針に、寺社及び寺社と一体的な景観を構成している参道や門前などの景観の価値や特性等を追記いたします。

なお、寺社とその周辺の地域に該当する記載箇所は、表2に示しているとおりでございます。

最後に、今後のスケジュール等について御説明いたしますので、恐れ入りますが、市民意見募集の冊子の表紙を御覧ください。

中段右側の今後のスケジュールを御覧ください。

具体的施策（素案）に対する市民意見募集を8月17日（木）に終え、現在、意見結果を取りまとめているところでございます。9月頃にはその結果を踏まえた案をまとめ、美観風致審議会において、近景デザイン保全区域の変更案及び基準並びに京都市景観計画の変更（案）について意見聴取を行う予定としております。その後、都市計画審議会におきましても、先ほど御説明しました京都市景観計画の変更（案）について意見聴取を行ってまいります。

景観デザインレビュー制度の創設等については、眺望景観創生条例を改正することで制度化を図る予定であるため、平成30年2月市会に条例改正案を提案させていただく予定でございます。議決が得られましたら、約6箇月間の周知期間をおいて、平成30年10月から運用を開始してまいりたいと考えております。

なお、京都市景観計画の変更（案）につきましては、条例改正と同時に確定したいと考えておりますので、平成30年3月末を目途に更新する予定でございます。

事務局からの御報告につきましては以上でございます。

○塚口会長 それでは、ただ今の件につきまして、御意見、御質問ございましたら承りたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○川崎会長職務代理者 御説明いただきました進化する景観政策ということで、10年経って、非常にまた大きな充実した柱を幾つか御準備いただいていると

思います。この件については賛同してはおります。

ちょっと参考までに質問なんですけれども、今回、参道の部分を加えるということなんですけど、これは、条例上の定義とか、各寺院とかお寺によって個々大変だと思うんですが、この辺りは一つ一つ状況に応じて、参道の定義をどういうふうに決められたのかというのをちょっと参考にしたいのと、それからもう一つは、8ページの擁壁のところなんですけれども、これは5メートル以下ということで、私の個人的な感情からすると、もうちょっと厳しくて3メートルぐらいでも結構大きいかなと思うんですけども、現況の調査だとかを基に、恐らく1階部分ぐらいの建物の基盤としての丁度いい高さとして決められたんだと思うんですが、ここの文面の中で、例えば共通基準とか歴史遺産のところ、歴史的な町並みと調和するというふうに書かれているところがあるんですが、これは実質上、社寺の場合は風致の部分がなくて、風致の中でも町並みという問題と、実質上社寺空間が持っている緑地、古神道だとかそういうものの関係から行くと緑地というのが非常に重要だと思うんですが、自然環境とか自然緑地との調和という言葉を入れなくていいかどうかというのがちょっと気になったんですけれども、もし補足がありましたら、よろしくお願いします。

○塚口会長 事務局のほう、2点の御質問でございますが、お願いいたします。

○事務局 まず、1点目の参道などの定め方、定義などにつきましては、この意見募集の冊子の4ページの下箱書きに記載をさせていただいております。

まず、明らかにここを皆さんがお参りされるということが分かるような門、鳥居から境内に向かわれるような参道や、門前としての道路の位置付けが明確なものについてまず指定させていただいておりますのと、そのほかにも、参道、門前ということではないんですけども、塀や石積み、生け垣などがその視点場の周囲を回っており、それらに沿って特徴のある眺めが享受できる道なども指定しております。

さらに、三つ目ですけれども、視点場の社寺などと、そのほかの例えば町家や古民家、そのほかのお寺などが連続していて、良好な歴史的な景観が形成されている道という、3種類を指定させていただいております。

一つ目のお寺さんに実際に確認したかということについては、そこまでの確認はしてないんですけれども、外から見て、ここはお参りされるとその視点場となる境内に向かって、ここを整えていきたいというようなところを選ばせていただいております。

二つ目の擁壁の基準につきましては、委員の御指摘のとおり、ほとんどの社を風致地区に指定している中で、今回、美観地区などについても、同じように新たに具体的な基準を定めようとするものでございます。

まず、高さにつきましては5メートル以下という数値基準は定めておりますが、「共通基準」の一つ目の箱の中で、「かつ、公共用空地から見て山並みその他の背景を大幅に覆い隠さないこと」ということを併せて定めておりますので、ほかの建物や山並みに比べて隠すボリュームが大幅に大きいというものについては、そうではないような誘導、指導をしていきたいと思っております。

もう一つ、自然との調和という御意見も頂きましたので、基本的には歴史遺産型美観地区としましては町並みが並んでいるところと想定しておりますけれども、頂いた御意見を参考にさせていただきたいと思えます。

○川崎会長職務代理者 ありがとうございます。最初の方の参道で、私が前言ったように、例えば下鴨神社なんかですと、大きな鳥居と、それから、手前の御蔭通り南側の小さな鳥居とか、定義が結構難しい場合もありますので、是非また御検討いただきたいと思えます。ありがとうございます。

○塚口会長 ほかに、御意見、御質問ございますでしょうか。

どうぞ。

○西野委員 今後の議論の参考にもさせていただきたいんですが、この間、パブコメだけじゃなくて、ここにもありますように、各場所で意見を交換しますと言いますか、説明会を開かれたということがあると思えますし、先週の末も醍醐寺さんの周辺でも2回目の説明会と別に開かれたということで、そこで出された主な意見、まだまとめるのには大変だと思えますが、主な意見だけでも聞かせていただけたらと思えます。いかがでしょうか。

○塚口会長 事務局、お答えいただけますでしょうか。

○事務局 現在、市民意見の募集の結果や説明会の意見の集計をしておるところでして、近々、市会などで御報告させていただくこととしておりますので、その後、改めてこの景観計画を諮らせていただくときに、参考に御報告させていただきたいと思います。

○塚口会長 集計中ということでございますが、西野委員、いかがですか。

○西野委員 別にまとまったものということではなしに、特徴的なものがあればと思ったんですが。私、お聞きしている中でも、京町家の保全と同じような意見が結構耳に入ってきますので、その辺の特徴がもしあればと思ったんですが、その辺もまだこれからなんでしょうか。

○塚口会長 担当部局、いかがでございましょうか。

○事務局 すいません。色々多方面の御意見を頂いておりまして、今のところ、まとまっているものがないものですから、御報告できません。大変申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

○西野委員 結構です。

○塚口会長 今後、整理した段階で、審議会でもってきちっと御報告をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしゅうございましょうか。

それでは、歴史的景観の保全の関する具体的施策(素案)についての報告は、これで終わります。

続きまして、もう一つ、報告案件がございますが、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討について、報告をお願いいたします。

○事務局 それでは、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討につきまして、6月21日に、今年度第1回目となる持続可能な都市検討部会を開催しましたので、御報告いたします。

お手元の「報告案件2 説明資料」を御覧ください。本資料は、持続可能な都市の構築に向けて、第1回部会で御説明した資料でございます。

資料1を御覧ください。持続可能な都市の構築の検討の趣旨についてでございます。

資料左側でございますが、本市では、京都市都市計画マスタープランに基づく都市づくりを進めており、これまでの保全・再生・創造の土地利用を基本としながら、鉄道駅等の交通拠点周辺や地域ごとに、それぞれの特性に応じた都市機能の集積を図るとともに、各地域が公共交通等によりネットワークされた、暮らしやすく、持続可能な都市の構築を目指すこととしております。これに基づき、都市全体の観点からゾーニングを行い、商業系、工業系、住居系、自然と共生する土地利用について方針を定めているところでございます。

一方、資料右側にイメージ図として記載しておりますが、全国的な課題として、我が国の人口が今後更に減少すると見込まれている中、本市におきましても、平成52年までに高齢化率は36パーセントに上昇することが予測されております。また、周辺部等で、人口が大きく減少するエリアが発生するなど、地域、学区、コミュニティといったミクロな単位で見た場合に、都市計画マスタープランの目指す将来都市構造の実現が困難となる可能性が考えられることから、本市といたしまして、今後、都市計画マスタープランに基づく都市全体をマクロで見る視点に加え、地域、学区、コミュニティといったミクロの視点を双方向に行き来させながら、人口減少・少子高齢化社会に対応した魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築に向けた検討を行っていくことにより、都市計画マスタープランをより実行性のあるプランとしていきたいと考えているところでございます。

次に、資料2を御覧ください。

昨年度、本市が実施した基礎調査を基にして、「京都市の現状について」としてまとめたものでございます。人口、住宅・空き家、日常利用施設、公共交通など、本市の現状について記載しておりますが、本日は時間の関係上、説明は割愛させていただきます。

以上を踏まえた資料3「持続可能な都市の構築に向けた検討の視点について」を御覧ください。

本資料は、今後の検討に向けた基本的な課題認識や検討の視点をまとめたものでございます。資料は上から、「京都市の特性」、「土地利用の基本的な考え方」に加え、本市の現状について記載しております。この京都市の現状につきまして、資料2の京都市の現状から、大きく3点を抜き出したものでございます。

1点目といたしまして、三山に囲まれたコンパクトな都市が形成されており、今後、人口減少が進行するものの、一定高い人口密度が維持されること、2点目といたしまして、概ね全域に医療、福祉、商業施設等が立地していること、3点目といたしまして、公共交通路線からの徒歩圏に居住する人口が9割を超えており、交通利便性の高い都市であることを挙げております。

しかしながら、今後、本市においても、人口減少社会の到来とともに、人口構成や社会経済動向の変化が見込まれることから、課題認識といたしまして、中段に7項目挙げております。

1、人口、人口密度等の推移における地域間での進行度合いの差、2、少子高齢化による生活文化や地域コミュニティの担い手の減少、3、交流人口の増加、市民生活への影響、4、空き家の増加、市場流通性の向上、5、住農工混在地域における居住、営農、操業環境の確保、6、企業の事業拡大や企業誘致を進めるための産業用地の確保、7、市街地調整区域等における地域の存続でございます。

これらについては今後も随時検討を行ってまいります。これらの課題項目として分類し、対象エリアと掛け合わせて検討を行ってまいりたいと考えております。

そのうえで、一番下の欄ですが、既存の都市インフラの活用、地域コミュニティの維持、歴史・文化・景観等の継承と創造、大学、観光、ものづくりなど、都市の魅力を一層高める土地利用、人と公共交通優先の歩くまち・京都の推進等の視点から、京都ならではの特性と資源を徹底的に活用した持続可能な都市の構築に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

以上を御説明させていただいたうえで、部会において御意見をいただきましたので、その主な内容について御報告させていただきます。

まず、歴史・文化・景観など京都ならではの視点が重要であるとして、歴史的なものや伝統産業があるエリアがどこに集積しているか、どういう経過でまちができてきたのかといった観点で地域の特性を捉えていくことが必要である、また、現在も歴史とともにあるとの認識が必要であるといった御意見が出されました。

また、京都では地域コミュニティが重要な役割を果たしてきており、コンパクトなまちがたくさんあったと言え、この小さな単位をしっかりと生かすことが重要との御意見を頂きました。

また、空き家の増加といった課題につきましても、その要因を、町家と一般住宅、中心部と郊外部などに分けて把握することが必要であるといった御意見や、登記がきちんとされていない問題もあるのではないかという御意見も頂戴いたしました。

また、ニュータウンなど、一時に広がった地域や中心部だけでなく、郊外にある古くなった住宅についても目を向けていくことが必要であるといった御意見、また、環境の良いニュータウンに若い夫婦が来るような取組にも目を向けていくことが必要といった御意見が出されました。

人口に関する御意見といたしましては、若い世代が市内で住宅を購入できず、周辺の都市へ流れている現状があること、また、観光客などの交流人口についても重要な視点として捉え、市民生活への影響を考慮しつつ、その行動範囲を点から面へ広げ、より回遊性を持たせることがまちの価値を生かすことにつながるのではないかと御意見などが出されました。

また、産業用地の確保をどうしていくかといった課題があるといった御意見、また、エコ・コンパクトなまちをつくるという方向性の中で、同時に周辺部との調和をどうするのかという視点が必要であること、また、市域面積の多くを占める北部の山間地域なども含めた視点が必要であるといった御意見も頂戴いたしました。

今回の第1回部会では、今後の持続可能な都市の構築の検討に向けて、重要な視点を多く頂戴することができたと考えております。今後も、いただいた御意見を踏まえながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に、資料4のスケジュールでございます。

今後、部会を複数回開催させていただきながら、年度末にかけて検討を取りまとめ、来年度にかけて案を取りまとめたいと考えております。また、その経過につきましては、本審議会に適宜御報告させていただくことを予定しております。

事務局からの報告は以上でございますが、川崎部会長から補足などございましたら、よろしく願いいたします。

○川崎会長職務代理者 特段ございません。第1回からかなり濃密な御意見を頂いております。これを引き続き4回、5回と続けていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございます。

部会委員の方々には大変有意義な御議論、御意見をいただきまして、ありがとうございました。今後も持続可能な都市の構築に向け、検討を重ねてまいりますので、引き続き様々な視点から御意見を賜りますようお願いいたします。

なお、部会当日の会議録につきましては現在作成中でございますので、整い次第、都計審委員の皆様にも御送付のうえ、別途、本市ホームページにおいても公開してまいりたいと考えております。

事務局からの報告は以上でございます。

○塚口会長 ありがとうございます。

ただ今の報告につきまして、御意見、御質問がございましたら承りたいと思

います。いかがでしょうか。

どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 何点か教えていただきたいんですけども、最後に、今後の検討部会の開催のスケジュールがこんな形でされますと説明されましたけれども、その進め方については、先ほど御説明のあった資料3にある課題認識、7項目挙げられていますけれども、この課題認識を、例えばこの回のときは1と2を取りあえず議題にしていこうというような、そんなイメージで進めていかれるんでしょうか。

○塚口会長 どうぞ、事務局、お答えください。

○事務局 今後の想定スケジュールのイメージを添付させていただいておりますけれども、前回の第1回の部会におきまして、この課題認識7項目を私も京都市の方から提示させていただきました。今後の検討につきましては、部会の先生方のお知恵も頂戴しながら、この7項目につきまして、より深く掘り下げた形での議論を進めていく必要があるだろうと考えておりますので、2回目以降につきましては、この7項目の中から、例えば第2回であればこのテーマとか、そういったイメージで、深掘りした議論を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○塚口会長 どうぞ、樋口委員。

○樋口委員 分かりました。

それと、検討を進める際になんですけれども、京都市全体を大づかみにしていくというのも大事かと思うんですけども、また、先ほどの「京都市の現状について」という資料などは、かなり細かい単位と言うかメッシュで資料が作られているんですけども、そうした細かい単位、ミクロのところからマクロのところまで考えていく際に、京都市の単位としては行政区がありますから、行政区単位の整理と言うか、この行政区での進め方はどうだろうかということでの提案と言うか、そういったことも視野に入れていく必要があるのではないのでしょうか。

と言うのも、この間、京都市の全体の流れとしては行政区単位に、行政区の方に、区役所の方に色々な形で権限を移譲していこうじゃないか、こういった議論もありますから、そういう観点も必要ではないのかなど。もちろん、違う行政区でも北部山間という形で同じ課題を抱えている所もありますけれども、やはり行政区を一つの単位という捉え方で考えていくことも必要なのかなというふうには感じているんですけども、その点はいかがでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 今、委員からもお話ございましたとおり、今回の検討につきましては、京都市全体を俯瞰した大きな視点からの検討と、地域単位あるいは学区単位といったもう少し細かい単位での検討と、これを交互に行き来させながら進めていくということで考えてございます。その中で、行政区単位という切り口も一つの考え方としてあろうかと思えます。

ただ、先ほど委員からもございましたとおり、一つの行政区の中でも、市街地と言いますか、まちなかの部分とそうでない部分等、様々な色彩もございます。私ども今後検討していく中で、例えばこの資料の中にも、100メートルのメッシュで人口密度を想定して抽出するという作業をしておりますし、あるいは例えば転入転出とか、そういったデータを採るときには行政区単位という単位もございます。あるいは国勢調査のデータでございましたら国調の単位というのもございますし、様々な単位を組み合わせながら、一番検討が深まるような切り口で今後も検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○塚口会長 樋口委員，どうぞ。

○樋口委員 色々な視点が必要だと思えますけれども、具体的に課題が出てきて、それを進めていこうというときには、やはり行政区で課題を認識して、行政区単位での判断も今後必要になってくるだろうなと思えますので、そういったことも是非検討に入れていただきたいと思えます。

最後なんですけれども、この検討部会を立ち上げる際の説明の中にあっただけなんですけれども、この間の本市の取組ということの説明の中で、立地適正化計画

制度の活用についても研究を重ねながら、今後必要となる施策の検討を行うという説明がありました。そこでなんですけれども、今回のこの検討部会の出口が、この立地適正化計画を作るということになっていくんでしょうか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 前回の都計審におきまして部会の設置をお願いさせていただきましたが、その際にも、今、委員からも御紹介いただきましたとおり、今後検討していくに当たりましては、各分野との連携を図るのは当然ですけれども、立地適正化計画制度の活用についても研究を重ねてまいりますということで説明をさせていただいているところでございます。

今回の検討につきましては、まずは都市計画マスタープランの実行性をより高めていくということ、特に人口減少社会が到来する中であって、京都市の暮らしやすさですとか魅力を将来にわたって持続させていくためには今後何が課題であって、どういう取組をしていくのかというのを具体的に、様々なデータですとか時間軸を持って検討していこうというものでございますので、その中で立地適正化計画の制度をどのように有効に活用できるかということも含めて研究を重ねていく、検討を重ねるということでございますので、今後、私ども庁内はもちろんですけれども、部会での議論を重ねていく中で検討していきたいと考えている段階でございます。

以上でございます。

○塚口会長 よろしゅうございましょうか。

○樋口委員 結構です。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに。それでは、西村委員。

○西村委員 資料3の課題認識というところの7番でございます。市街化調整区域等における地域の存続というところ、ここの項目についてちょっと説明いただけますか。

○塚口会長 事務局，お願いいたします。

○事務局 今回、私ども、昨年度の調査結果を基に人口密度の推移等の分析を

進めておるところでございますが、特に京都市域におきましては、いわゆる中心部は将来、平成52年を想定しておりますけれども、一定人口密度は高いままであるというような状況が出ておりますが、周辺部におきましては、人口減少の度合いが非常に強いと言いますか、そういう傾向が分析結果として出てきております。

さらに、その市街化調整区域における既存の集落におきましては、その傾向が強いものがあるのではないかなというふうに考えてございますので、もとより、京都市域におきましては市街化調整区域が占める面積というのは非常に大きゅうございます。また、その地域ごとに特有の文化ですとか歴史といったものが継承されてきておるといこともございますので、こういった市街化調整区域における集落、あるいはそういった文化・歴史を今後も守っていくためにはどういうことを検討していかなければいけないのかということ、この課題認識の7項目の一つとして掲げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○塚口会長 西村委員，どうぞ。

○西村委員 説明のとおりでありますけれども、この地域はこれまでから、住めない、家を建てることができないという地域ではあるけれども、住みたいという希望の多い地域でもあったと思いますね。そうしたところがなかなか解除することができないので住めないなということでもございましたけれども、やはりそういう認識を捉えておられていて、そしてまた、これからの農業のことであるとか、いろんなことが絡んでなかなか解除の方にはなっていないんですけども、前のいつぞやの会するときでも申し上げましたけれども、綾部市の方ではそうした調整区域もあったわけですけども、山間部を含む全域、そしてまた綾部市の市街地においても調整区域というのを全て解除したというふうに聞いておりますから、京都市と綾部市とは違うけれども、そうした視点も持っていただきたい。

国勢調査を5年ごとにすれば、どんどんと検証していく、実態を目の当たりにしていろんなことを考えていき、少しでも人が増えていく、活力を見いだしていくというところで解除に至ったんだというふうにお聞きしておりますから、

京都市がすぐにそれを導入するということはできないかも分からないけれども、そういった視点もしっかり組み込んでいただきたいと思います。これは別に西京区だけに限らず、本当に周辺部の大きな課題でありますから、そうしたところをしっかりと、また、認識するだけでなく、また活路を見いだしていけるような策を講じていただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、都市再生特別措置法のところでございます。市内中心部は縦にも横に行っても市内でありますけど、周辺部というのは、私が住む西京区でしたら、長岡京市、向日市、大山崎といったような地域にもなります。こうした公共交通機関が京都市内だけを走るのではなくて、昔でしたら警察は向日町署でしたし、生活の範囲は長岡、向日市というようなことで、行政区を超えていろんなことがあったから、公共交通の分においても、そうしたバスのルートであるとか、いろんなものを望んでおられる方がたくさんおられます。一概に京都市だからこの地域を走らなきゃ駄目だということではなくて、そういう大きな視点も持ち合わせていく中で、移動がしやすい、また生活しやすい、暮らしがしやすいというところも是非お考えいただきたいと思いますけど、その辺りのことについてはいかがですか。

○塚口会長 事務局，お答え願います。

○事務局 今、委員から御指摘賜りましたとおり、いわゆる周辺区におきまして隣接する市町村との関わりというものも、これもまたある意味歴史的に培われてきたものもあるということもございますし、現況において、生活する上でも非常に密接な関わりがあるものだというふうに考えております。

特に人口の動きなどにおきましても、周辺の市町と京都市の間でどのぐらいの行き来があるのかとか、あるいはどのタイミングでそういった周辺市町村と人の移動と言いますか、そういったことの流れがあるのか、こういった点についてもしっかりと分析を進めていきたいと考えておるところでございますし、今後の検討に当たりましても、今、委員から御指摘賜りました点をしっかりと勘案しながら進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしく願いたします。

また、部会の方でも周辺の部分にもしっかりと目を向けて検討していくべきという意見を頂戴しておりますので、その辺り、しっかりと今後も検討を重ねてまいりたいと考えております。

○塚口会長 西村委員，どうぞ。

○西村委員 何年か前に出来上がりました第二外環状線道路，ここ西京区も通るわけですが，長岡京市については駅が新しくでき，その駅の上にはまた第二外環状線を使って，これまでは移動にたくさんかかった，あるいは丹後へ行くとか，あるいは大阪へ行くということもできますし，夏場でしたら海水浴にも行けるというような，バスで日帰りもできるような，そういったところができますして，長岡だけとかということだけでなく，それよりもっと遠い所から，また西京もそういったものを利用すればいろんなところに行ける。ただ移動するだけではなく，物を運ぶだけではなく，人の交流までもがより深められるという道路づくりをしていただいていますし，それらをしっかりと活用できるような環境を整えていくということが定住に向けても，京都市だけではなく，いろんな所に定住がより一層進められるようなことだと私は認識しておりますから，是非そうした分を多くの皆さん方の御意見を集約する中で積み上げていただきたいと思いますが，いかがですか。

○塚口会長 事務局，お答えください。

○事務局 先ほど頂きました二外の開通による様々な効果等も出現しておるということを踏まえまして，いかに京都市の中にこれからも住み続けていただけるか，その場所として選んでいただけるかというところをしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○塚口会長 お待たせいたしました。田中委員，お願いします。

○田中委員 繰り返しになりますが，先ほど樋口委員からおっしゃられた各行政区によっていろんな課題があるというのはしっかりと検討していただいて，それは反映をさせていただきたいと思います。それが1点。

それから，今，西村委員から色々ありましたが，市内中心部，周辺部というのが非常に問題になっているし，今後，上，中，下の真ん中は市と府の金が今

集中してしっかりできているけれども、持続可能など言うのであれば、市内周辺部もしっかり目配せをしていただいてその中でやっていただきたいし、地域の公共交通のネットワークとおっしゃるなら、西京だけが地下鉄が走ってない、こういうことも、できないじゃなくて、やっぱり検討していただく視点は必要であるし、今後、議論が進んでいく中で、そういう周辺部と中心部という課題をしっかりと認識していただきたいというのが総論ですが。

それからもう1点。西京だけに特化して言うなら、芸大を真ん中に持ってきた。跡地活用をどういうふうにするのか。都市計画をしっかりしていく中で、この跡地の活用も進めていただきたいと思います。

以上です。いかがですか。

○塚口会長 事務局，お願いいたします。

○事務局 まず，1点目の行政区との関わりという点でございます。今回，1回目の部会を開催するに当たりまして，私どもの方から，区役所の方にも部会の資料を提示いたしまして説明もしまして情報共有を図っておりまして，今後，全庁的にこの課題について検討を進めていくということで，庁内的にも検討のキックオフを同時にさせていただいている状況でございますので，引き続き，今後も区役所等とも連携して検討を進めてまいりたいと考えております。

また，2点目の周辺部へのしっかりとした配慮と言いますか，目配せをということで御意見を賜りました。先ほどもお答え申し上げましたとおり，しっかりとその辺り，委員の御意見を踏まえまして検討を進めてまいりたい。また，検討に資するデータをしっかりと準備して，皆様にもお分かりいただけるように説明をしっかりと尽くしてまいりたいと考えてございます。

3点目の芸大の移転につきましては，私ども行財政局の方が中心になってやっておりますけれども，都市計画の観点からいたしましても，しっかりと連携の方を図ってまいりたいというふうに考えておりますので，そういった点につきましても，引き続き私どもの方として庁内，また関係部局と連携を深めてまいりたいと考えております。

○塚口会長 よろしゅうございましょうか。

○田中委員 結構です。

○塚口会長 2号委員の皆様方からたくさん御発言をいただいたんですけれども、1号、3号、4号委員さんの方で、何か御発言はございますでしょうか。なければよろしいんですけども、よろしゅうございましょうか。

○川崎会長職務代理者 ちょっと1点だけ補足ですけど。先ほど、調整区域の存続ということ、全国的には市街化区域を拡大するという方向がなかなか動いていないところは皆様御承知のことだと思えますし、それから、先ほど西村委員からありましたが、綾部の場合はD I Dとその周辺部との間のコントラストが少ないので、京都の場合はD I Dに人口が集中していて郊外の部分が少なくなっていると。そんなコントラストの違いにもよって例えば部分的に解除するとか、そういうことも可能性として、それの方が合理化立地に向かうのであれば、それはそれで一つの議論の対象になると思うんですけども、都市によっていろんな事情が違いますので、その可能性も含めたうえで検討、維持をしていく。かと言って、調整区域というのは一つの緑地保存であるとか、京都においては別のいろんな意味もあり、先ほど農業の指摘もありました。その辺りも含めて検討していきたいと思えます。

○塚口会長 ありがとうございます。

ほかに御発言はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

○塚口会長 それでは、御意見、御質問も出尽くしたようでございますので、魅力あるまちづくりを目指した持続可能な都市の構築の検討についての報告は、これにて終わります。

皆様方には会議の運営に御協力いただき、誠にありがとうございました。

これで本日の会議を終了いたしますが、委員の皆様方には、もうしばらく着席のままお待ちください。

それでは、ひとまず事務局にマイクをお返しいたします。

○事務局 委員の皆様、本日は誠にありがとうございました。そして、傍聴者の皆様、会の運営に御協力をいただきまして、ありがとうございました。